

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月14日
【中間会計期間】	第164期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
【会社名】	佐渡汽船株式会社
【英訳名】	Sado Steam Ship Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾渡 英生
【本店の所在の場所】	新潟県佐渡市両津湊353番地
【電話番号】	（025）245 - 2366
【事務連絡者氏名】	経理部長 渡辺 大輔
【最寄りの連絡場所】	新潟市中央区万代島9番1号
【電話番号】	（025）245 - 2366
【事務連絡者氏名】	経理部長 渡辺 大輔
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第163期 中間連結会計期間	第164期 中間連結会計期間	第163期
会計期間	自2024年1月1日 至2024年6月30日	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2024年1月1日 至2024年12月31日
売上高 (千円)	5,221,604	5,583,728	12,764,363
経常利益又は経常損失 () (千円)	232,670	563,769	880,837
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する中間純 損失 () (千円)	104,620	537,533	959,220
中間包括利益又は包括利益 (千円)	93,270	529,253	977,058
純資産額 (千円)	2,739,784	3,280,734	3,809,986
総資産額 (千円)	13,743,353	14,173,633	14,658,235
1株当たり当期純利益又は中間純 損失 () (円)	1.97	10.12	18.06
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	19.5	22.6	25.5
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	445,891	178,670	2,360,582
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	184,245	968,550	2,333,195
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	324,930	278,390	633,899
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	3,964,655	2,353,157	3,421,427

(注) 第163期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。第163期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第164期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間連結会計期間のわが国経済は、雇用や所得環境の改善、インバウンド消費が増加する一方で、物価上昇や米国の通商政策、地政学リスクなどから、依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループでは、2024年7月に「佐渡島の金山」が世界文化遺産に登録されたことを受けて、「佐渡島、忘るべからず」をキャッチコピーに、地元の自治体や交通事業者等と連携して、首都圏を中心にテレビCM放映や主要駅・主要路線車内でのサイネージ広告、SNS広告などの佐渡島プロモーションを展開し、積極的な営業活動を展開いたしました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は5,583,728千円（前年同期比6.9%増）、営業損失は522,557千円（前年同期は205,347千円の営業損失）、経常損失は563,769千円（前年同期は232,670千円の経常損失）、親会社株主に帰属する中間純損失は537,533千円（前年同期は104,620千円の親会社株主に帰属する中間純損失）となりました。

セグメントごとの経営成績等は次の通りであります。なお、当社グループの売上高は、事業の性質上、下半期に集中する傾向があり、季節的変動が顕著であります。

(海陸輸送)

当中間連結会計期間の海上輸送における旅客輸送人員は534,374人（前年同期比3.6%増）、自動車航送台数は乗用車換算で92,853台（前年同期比4.5%減）、貨物輸送トン数は55,939トン（前年同期比4.8%減）となりました。

海上輸送においては、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録及び佐渡島プロモーションにより、観光客、マイカー客の利用が増加したこと、陸上輸送においては、積極的な営業展開により取扱貨物が増加したことから、売上高は増加しました。

当中間連結会計期間の売上高は5,294,296千円（前年同期比6.5%増）、セグメント損失（営業損失）は554,700千円（前年同期は217,791千円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(観光)

「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録及び佐渡島プロモーションにより、観光客、マイカー客の利用が増加したことから、売上高は増加しました。

当中間連結会計期間の売上高は149,772千円（前年同期比33.2%増）、セグメント損失（営業損失）は18,260千円（前年同期は28,364千円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(不動産・施設管理)

施設管理の清掃部門において料金改定を行ったことから、売上高は増加しました。

当中間連結会計期間の売上高は139,660千円（前年同期比2.0%増）、セグメント利益（営業利益）は50,429千円（前年同期比22.8%増）となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当中間連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ484,602千円減少し14,173,633千円となりました。

流動資産は前連結会計年度末に比べ370,530千円減少し6,991,789千円となりました。これは、その他流動資産が101,630千円増加したものの、現金及び預金が466,479千円減少したことが主な要因であります。

固定資産は前連結会計年度末に比べ114,072千円減少し7,181,844千円となりました。これは、償却の進行が主な要因であります。

(負債)

当中間連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ44,650千円増加し10,892,899千円となりました。

流動負債は前連結会計年度末に比べ339,749千円増加し2,324,167千円となりました。これは、未払金が91,025千円、未払消費税等が125,309千円それぞれ減少したものの、季節的な変動により支払手形及び買掛金が262,523千円増加したこと、2025年7月支給の賞与を計上したこと等により未払費用が281,729千円増加したことが主な要因であります。

固定負債は前連結会計年度末に比べ295,099千円減少し8,568,732千円となりました。これは、長期借入金が262,171千円減少したことが主な要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ529,252千円減少し3,280,734千円となりました。これは、親会社株主に帰属する中間純損失537,533千円を計上したことが主な要因であります。

この結果、連結ベースの自己資本比率は前連結会計年度末の25.5%から22.6%に、また1株当たり純資産額は70.46円から60.42円になりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、営業活動による資金の増加が178,670千円、投資活動による資金の減少が968,550千円、財務活動による資金の減少が278,390千円となり、前連結会計年度末に比べ1,068,270千円減少し、2,353,157千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は178,670千円となりました。これは、税金等調整前中間純損失が517,114千円、売上債権の増加が12,419千円、特別修繕引当金の減少が22,822千円、有形及び無形固定資産売却益が31,139千円、利息の支払額が87,935千円、法人税等の支払額が26,290千円あったものの、減価償却費が446,969千円、仕入債務の増加が262,523千円、その他による増加が223,150千円あったことが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は968,550千円となりました。これは有形及び無形固定資産の売却による収入が32,831千円、補助金収入が27,390千円あったものの、有形及び無形固定資産の取得による支出が427,326千円、定期預金の預入による支出が601,791千円あったことが主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は278,390千円となりました。これは長期借入金の返済による支出が275,980千円あったことが主な要因であります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

(7) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
A種種類株式	26,195,000
B種種類株式	1,500
計	176,196,500

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (2025年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年8月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式 (注) 1.2	53,693,466	53,693,466	非上場	単元株式数 100株
A種種類株式 (注)3	26,195,000	26,195,000	非上場	単元株式数 100株
B種種類株式 (注)4	1,500	1,500	非上場	単元株式数 100株
計	79,889,966	79,889,966	-	-

(注)1. 普通株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に特に制限のない当社における標準となる株式であります。

3. A種種類株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式の株主(以下、「A種種類株主」という。)およびA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。)に対して、A種種類株式1株につき、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者(以下、総称して「普通株主等」という。)と同順位にて、普通株式1株につき支払う配当額と同額の金銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等およびA種種類株主等に対する残余財産の分配額の合計額が、普通株式払込総額(以下に定義する。)およびA種種類株式払込総額(以下に定義する。)の合計額から、普通株式既配当額(以下に定義する。)およびA種種類株式既配当額(以下に定義する。)の合計額を控除した額に達するまでの範囲において、普通株主等と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株につき支払う残余財産分配額と同額の金銭を支払う。

「普通株式払込総額」とは、当初1,122,069,705円(ただし、剰余金の配当の決議時の前日までに佐渡汽船株式会社 第9回新株予約権および佐渡汽船株式会社 第10回新株予約権の保有者が当該新株予約権を行使し、行使価額の払込みを行った場合には、当該払込金額の総額が加算されるものとする。)とする。ただし、2022年7月1日以降、普通株式もしくは普通株式を目的とする新株予約権の発行または行使、普通株式の併合に伴う端数相当株式の処理、当会社による普通株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付もしくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。

「A種種類株式払込総額」とは、当初523,900,000円とする。ただし、A種種類株式もしくはA種種類株式を目的とする新株予約権の発行または行使、当会社によるA種種類株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付もしくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。

「普通株式既配当額」とは、2022年3月31日以降、全ての普通株主等に対して支払済みの剰余金の累計額をいう。

「A種種類株式既配当額」とは、2022年3月31日以降、全てのA種種類株主等に対して支払済みの剰余金の累計額をいう。

上記に従い普通株主等およびA種種類株主等に対し残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種種類株主等に対し、全てのB種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）およびB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。）に対して支払われる残余財産分配額の合計額がB種種類株式払込総額（以下に定義する。）からB種種類株式既配当額（以下に定義する。）を控除した額に達するまでの範囲において、普通株主等およびB種種類株主等と同順位にて、A種種類株式1株につき、下記に定める算式により算出される額のA種残余財産分配額を支払う。なお、当該残余財産の分配額に各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に、1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。

記

$$\begin{array}{rcl} \text{A種残余財産分配額} & = & \frac{\begin{array}{c} \text{同順位残余財産} \\ \text{分配額総額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{B種種類株式} \\ \text{残余財産分配額} \end{array}}{\begin{array}{c} (\text{発行済みの普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式数}) + (\text{発行済みのA種種類株式数} - \text{当社が保有するA種種類株式数}) \end{array}} \end{array}$$

「同順位残余財産分配額総額」とは、普通株主等、A種種類株主等およびB種種類株主等に対して同順位で支払われる残余財産分配額の総額をいう。

「B種残余財産分配額」とは、本条において、B種種類株主等に対して同順位で支払われる残余財産分配額の総額をいう。

「B種種類株式払込総額」とは、当初1,500,000,000円とする。ただし、B種種類株式もしくはB種種類株式を目的とする新株予約権の発行または行使、当社によるB種種類株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付もしくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。

「B種種類株式既配当額」とは、2022年3月31日以降、全てのB種種類株主等に対して支払済みの剰余金の累計額をいう。

上記に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種種類株主等に対し、普通株主等と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株につき支払う残余財産分配額と同額の金銭を支払う。

(3) 取得請求権（転換請求権）

A種種類株主は、以下に定める条件に従い、当社に対しいつでも、その有するA種種類株式を取得することを請求することができる。

A種種類株式を取得することと引換えに交付する株式の種類

当会社普通株式

A種種類株式を取得することと引換えに交付する株式の数

1株

ただし、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じA種種類株式を取得することと引換えに交付する株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(6) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当社は、2022年7月1日以降、株式の併合または分割をするときは、普通株式およびA種種類株式の種類ごとに同時に同一の割合とする。

当社は、2022年7月1日以降、株主に募集株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に依りて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

当社は、2022年7月1日以降、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てをするときは、各々の場合に依りて、普通株主には普通株式の株式無償割当てまたは普通株式を目的とする新株予約権の新株予

約権無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式の株式無償割当てまたはA種種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合です。

(7) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(8) 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

4. B種種類株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

B種種類株式配当条件不充足時

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときであっても、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時において、下記に定める条件（以下、「B種種類株式配当条件」という。）が充足されていない場合、B種種類株主等に対し、剰余金の配当を行わない。

記

下記(a)および(b)の合計額に下記に定める算式により算出される調整割合（以下、「本調整割合」という。）を乗じた額（1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。）が1,466,887,380円（以下、「本基準価額」という。ただし、株式会社みちのりホールディングスが新株予約権を行使することによりまたは当社が発行する株式を引き受けることにより、金銭の払込みを行った場合には、当該払込日以降、当該払込金額の総額は本基準価額に加算されるものとする。）以上となった場合。なお、株式会社みちのりホールディングスが、当社の普通株式またはA種種類株式を第三者に譲渡した場合または当社が株式会社みちのりホールディングスが保有する株式について自己株式の取得をする場合、株式会社みちのりホールディングスが保有する当社の普通株式およびA種種類株式の合計数から当該譲渡されたまたは取得された普通株式またはA種種類株式の数を控除した数を、当該時点における発行済みの普通株式数および発行済みのA種種類株式数の合計額で除した数を本基準価額に乗ずることにより、本基準価額は合理的に調整される。

(a) 直前事業年度に係る当社の貸借対照表における利益剰余金（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第76条第5項に規定する利益剰余金をいう。）の額

(b) 2022年3月31日以降、普通株式既配当額およびA種種類株式既配当額の合計額

本調整割合は以下の算式により算定される。

なお、「発行済みの普通株式数」とは、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時点における普通株式の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）をいい、「発行済みのA種種類株式数」とは、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時点におけるA種種類株式の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）をいう。

$$\text{本調整割合} = \frac{\text{株式会社みちのりホールディングスが保有する普通株式数およびA種種類株式数の合計数}}{\text{発行済みの普通株式数 + 発行済のA種種類株式数}}$$

B種種類株式配当条件充足時

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときであっても、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時において、B種種類株式配当条件が充足されている場合には、（ア）当該事業年度におけるB種種類株主等に対する配当金の合計額がB種種類株式払込総額に2.0%を乗じた額に達するまでの範囲において、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対して、普通株主等およびA種種類株主等と同順位にて、B種種類株式1株につき、下記に定める算式により算出される額（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「B種種類株式配当金」という。）の金銭を支払い、（イ）当該事業年度におけるB種種類株式配当金がB種種類株式払込金額相当額に2.0%を乗じた額に達した後は、普通株主等およびA種種類株主等に対してのみ剰余金の配当を行う。なお、B種種類株式配当金にB種種類株主

等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

記

B種種類株式配当金は以下の算式により算定される。

$$B種種類株式配当金 = \frac{\text{同順位配当金総額} \times \frac{B種種類株式払込総額}{(普通株式払込総額 + A種種類株式払込総額 + B種種類株式払込総額)}}{(発行済みのB種種類株式数 - 当社が保有するB種種類株式)}$$

「同順位配当金総額」とは、ある事業年度において、普通株主等、A種種類株主等およびB種種類株主等に対して同順位で支払われる剰余金の配当額の総額をいう。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、普通株主等およびA種種類株主等に対し、B種種類株主等に先立ち、普通株式1株およびA種種類株式1株につき、普通株式払込総額およびA種種類株式払込総額の合計から普通株式既配当額およびA種種類株式既配当額を控除した額を普通株式およびA種種類株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式およびA種種類株式の数を除く。）で除した額の金銭をそれぞれ支払う。なお、当該残余財産の分配額に各普通株主等が権利を有する普通株式の数を乗じた金額または当該残余財産の分配額に各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に、1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

上記に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、B種種類株主等に対し、全てのB種種類株主等に対して支払われる残余財産分配額の合計額がB種種類株式払込総額からB種種類株式既配当額を控除した額に達するまでの範囲において、普通株主等およびA種種類株主等と同順位にて、B種種類株式1株につき、下記に定める算式により算出される額（かかる残余財産の分配によりB種種類株式1株当たりを支払われる金額を、以下、「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、B種残余財産分配額に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

記

$$B種残余財産分配額 = \frac{\text{同順位残余財産分配額総額} \times \frac{(B種種類株式払込総額 - B種種類株式既配当額)}{\{(普通株式払込総額 - 普通株式既配当額) + (A種種類株式払込総額 - A種種類株式既配当額) + (B種種類株式払込総額 - B種種類株式既配当額)\}}}{(発行済みのB種種類株式数 - 当社が保有するB種種類株式)}$$

B種種類株主等に対しては、上記(2)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 金銭を対価とする取得条項

当会社は、当会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の20営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に払込金額相当額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。なお、B種種類株式の一部を取得するときは、取得するB種種類株式は、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。

(5) 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

(6) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当会社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わない。

当会社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当会社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(7) 種類株主総会における決議

当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(8) 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当会社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2025年1月1日～ 2025年6月30日	-	79,889,966	-	10,000	-	-

(5) 【大株主の状況】

2025年 6 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社みちのりホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目9-2 グラントウキョウサウスタワー 8 階	68,585	86.49
新潟県	新潟市中央区新光町 4 - 1	5,400	6.81
佐渡市	新潟県佐渡市千種232	1,787	2.25
佐渡農業協同組合	新潟県佐渡市原黒300 - 1	1,146	1.45
株式会社第四北越銀行	新潟市中央区東堀前通 7 番町1071番地 1	541	0.68
新潟交通株式会社	新潟市中央区万代 1 丁目 6 - 1	203	0.26
古川茂代	新潟県上越市	200	0.25
加藤佳彦	新潟市中央区	67	0.09
株式会社本間組	新潟市中央区西湊町通 3 ノ町3300番地 3	67	0.08
中野 洸	新潟県佐渡市	62	0.08
計	-	78,060	98.44

- (注) 1 . 発行済株式(自己株式を除きますが、当社はA種種類株式、B種種類株式ともに自己株式は保有しておりません。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 2 . 株式会社みちのりホールディングスは、議決権を有しないA種種類株式26,195,000株を含んでおります。
- 3 . 株式会社第四北越銀行は、議決権を有しないB種種類株式1,500株を含んでおります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2025年 6 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社みちのりホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目9-2 グラントウキョウサウスタワー 8 階	423,900	79.83
新潟県	新潟市中央区新光町 4 - 1	54,000	10.17
佐渡市	新潟県佐渡市千種232	17,874	3.37
佐渡農業協同組合	新潟県佐渡市原黒300番地 1	11,464	2.16
株式会社第四北越銀行	新潟市中央区東堀前通 7 番町1071番地 1	5,400	1.02
新潟交通株式会社	新潟市中央区万代 1 丁目 6 番 1 号	2,033	0.38
古川茂代	新潟県上越市	2,000	0.38
加藤佳彦	新潟市中央区	676	0.13
株式会社本間組	新潟市中央区西湊町通 3 ノ町3300番地 3	672	0.13
中野 洸	新潟県佐渡市	621	0.12
計	-	518,640	97.67

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年 6 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	A 種種類株式 26,195,000	-	(注)
	B 種種類株式 1,500	-	(注)
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 589,300	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 53,102,200	531,022	-
単元未満株式	普通株式 1,966	-	-
発行済株式総数	79,889,966	-	-
総株主の議決権	-	531,022	-

(注) 「第 3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」をご参照ください。

【自己株式等】

2025年 6 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
佐渡汽船株式会社	新潟県佐渡市両津湊 353番地	589,300	-	589,300	0.74
計	-	589,300	-	589,300	0.74

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）及び「海運企業財務諸表準則」（1954年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書後段の規定に基づき、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
売上高	5,221,604	5,583,728
売上原価	4,884,878	5,557,868
売上総利益	336,726	25,860
販売費及び一般管理費	2 542,073	2 548,417
営業損失()	205,347	522,557
営業外収益		
受取利息	59	2,878
受取配当金	5,369	4,139
不動産賃貸料	7,024	7,598
受取補償金	15,100	11,700
その他営業外収益	27,314	23,789
営業外収益合計	54,866	50,104
営業外費用		
支払利息	70,292	81,986
賃貸資産減価償却費	2,880	78
賃貸資産維持管理費	4,588	3,739
その他営業外費用	4,429	5,513
営業外費用合計	82,189	91,316
経常損失()	232,670	563,769
特別利益		
固定資産売却益	3 7,517	3 31,139
補助金収入	6 243,052	6 31,731
特別利益合計	250,569	62,870
特別損失		
固定資産売却損	4 331	-
固定資産除却損	5 5,356	5 16,215
投資有価証券売却損	990	-
災害による損失	7 16,355	-
特別損失合計	23,033	16,215
税金等調整前中間純損失()	5,134	517,114
法人税、住民税及び事業税	12,094	16,231
法人税等調整額	83,694	-
法人税等合計	95,788	16,231
中間純損失()	100,922	533,345
非支配株主に帰属する中間純利益	3,698	4,188
親会社株主に帰属する中間純損失()	104,620	537,533

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
中間純損失()	100,922	533,345
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,652	4,092
その他の包括利益合計	7,652	4,092
中間包括利益	93,270	529,253
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	96,968	533,441
非支配株主に係る中間包括利益	3,698	4,188

(2) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,139,629	4,673,150
受取手形及び売掛金	³ 1,150,482	1,163,107
棚卸資産	¹ 953,210	¹ 932,780
未収入金	3,960	5,614
その他流動資産	119,585	221,215
貸倒引当金	4,548	4,077
流動資産合計	7,362,319	6,991,789
固定資産		
有形固定資産		
船舶	15,254,780	15,272,863
減価償却累計額	13,712,544	13,908,666
船舶 (純額)	² 1,542,236	² 1,364,197
建物	12,593,200	12,681,964
減価償却累計額	10,272,433	10,337,442
建物 (純額)	² 2,320,767	² 2,344,522
構築物	2,254,772	2,264,752
減価償却累計額	2,118,392	2,124,245
構築物 (純額)	² 136,380	² 140,507
機械及び装置	443,471	381,360
減価償却累計額	374,983	321,607
機械及び装置 (純額)	68,488	59,753
車両及び運搬具	2,593,187	2,556,319
減価償却累計額	2,207,453	2,179,992
車両及び運搬具 (純額)	385,734	376,327
器具及び備品	2,537,901	2,622,255
減価償却累計額	2,299,125	2,323,859
器具及び備品 (純額)	² 238,776	² 298,396
リース資産	132,132	132,132
減価償却累計額	120,890	123,008
リース資産 (純額)	11,242	9,124
土地	² 1,698,030	² 1,701,558
建設仮勘定	45,766	1,126
有形固定資産合計	6,447,419	6,295,510
無形固定資産		
のれん	243,707	237,120
その他無形固定資産	76,432	119,274
無形固定資産合計	320,139	356,394
投資その他の資産		
投資有価証券	135,677	141,586
出資金	13,072	9,633
長期前払費用	74,052	71,178
差入保証金	35,701	35,561
繰延税金資産	258,118	256,088
その他長期資産	14,090	18,038
貸倒引当金	2,352	2,144
投資その他の資産合計	528,358	529,940
固定資産合計	7,295,916	7,181,844
資産合計	14,658,235	14,173,633

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	462,571	725,094
1年内返済予定の長期借入金	2,651,197	2,649,388
未払金	360,607	269,582
リース債務	4,849	4,911
未払費用	249,779	531,508
未払法人税等	26,290	16,231
未払消費税等	161,907	36,598
賞与引当金	62,090	60,685
その他流動負債	143,128	180,170
流動負債合計	1,984,418	2,324,167
固定負債		
長期借入金	2,67,204,408	2,66,942,237
退職給付に係る負債	1,244,765	1,236,887
特別修繕引当金	315,962	293,140
資産除去債務	29,735	29,890
リース債務	8,277	5,807
繰延税金負債	51,175	51,262
その他固定負債	9,509	9,509
固定負債合計	8,863,831	8,568,732
負債合計	10,848,249	10,892,899
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	82,096	82,096
利益剰余金	3,637,066	3,099,533
自己株式	17,666	17,666
株主資本合計	3,711,496	3,173,963
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	30,251	34,343
その他の包括利益累計額合計	30,251	34,343
非支配株主持分	68,239	72,428
純資産合計	3,809,986	3,280,734
負債純資産合計	14,658,235	14,173,633

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失 ()	5,134	517,114
減価償却費	382,685	446,969
補助金収入	243,052	31,731
貸倒引当金の増減額 (は減少)	622	679
社債発行費償却	111	-
受取利息及び受取配当金	5,428	7,017
支払利息	70,292	81,986
売上債権の増減額 (は増加)	21,262	12,419
棚卸資産の増減額 (は増加)	16,734	20,432
仕入債務の増減額 (は減少)	37,929	262,523
のれん償却額	6,587	6,587
賞与引当金の増減額 (は減少)	8,396	1,404
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	1,860	-
退職給付に係る負債の増減額 (は減少)	21,714	7,878
特別修繕引当金の増減額 (は減少)	69,515	22,822
投資有価証券売却損益 (は益)	990	-
有形及び無形固定資産売却損益 (は益)	7,185	31,139
有形及び無形固定資産除却損	5,356	16,215
未収消費税等の増減額 (は増加)	8,648	46,203
未払消費税等の増減額 (は減少)	152,549	125,309
その他	262,929	223,150
小計	291,976	254,147
利息及び配当金の受取額	5,428	7,017
利息の支払額	68,580	87,935
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)	25,985	26,290
補助金の受取額	243,052	31,731
営業活動によるキャッシュ・フロー	445,891	178,670

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	444	-
投資有価証券の売却による収入	370	300
有形及び無形固定資産の取得による支出	287,511	427,326
有形及び無形固定資産の売却による収入	8,621	32,831
補助金収入	70,755	27,390
定期預金の預入による支出	3,200	601,791
定期預金の払戻による収入	27,000	-
長期貸付金の回収による収入	164	46
投資活動によるキャッシュ・フロー	184,245	968,550
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	3,530	2,410
長期借入金の返済による支出	321,400	275,980
財務活動によるキャッシュ・フロー	324,930	278,390
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	63,284	1,068,270
現金及び現金同等物の期首残高	4,027,939	3,421,427
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 3,964,655	1 2,353,157

【注記事項】

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の適用が中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の適用は、遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の適用が前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(中間連結損益計算書関係)

1 当社グループの売上高は、事業の性質上、下半期に集中する傾向があり、季節的変動が顕著であります。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
役員報酬	16,941千円	16,834千円
従業員給与・賞与	226,831	214,700
賞与引当金繰入額	5,094	4,785
退職給付費用	4,789	9,840
役員退職慰労引当金繰入額	300	-
福利厚生費	37,757	38,321
光熱・消耗品費	22,888	18,399
租税公課等	32,428	32,401
資産維持費	8,261	2,774
減価償却費	22,591	19,123
その他	164,193	191,240
計	542,073	548,417

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
建物	- 千円	899千円
車両及び運搬具	7,517千円	30,171
土地	-	68
計	7,517	31,139

4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
車両及び運搬具	331千円	- 千円
計	331	-

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
船舶	47千円	- 千円
建物	0	0
構築物	305	-
機械及び装置	0	-
車両及び運搬具	232	0
器具及び備品	999	9,800
その他除却損	3,770	6,415
計	5,356	16,215

6 補助金収入

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

国土交通省の「令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金」135,674千円及び新潟県の「交通DX・GXによる経営改善支援事業費補助金」134,674千円を受領したことから、特別利益として計上しております。なお、受領した補助金のうち27,295千円については設備に対する補助金であることから、国庫補助金受贈益と固定資産圧縮損とを相殺し、相殺後の243,052千円を補助金収入として表示しております。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

国土交通省の「令和5年度交通DX・GXによる経営改善支援事業補助金」47,542千円を受領したことから、特別利益として計上しております。なお、受領した補助金のうち15,811千円については設備に対する補助金であることから、国庫補助金受贈益と固定資産圧縮損とを相殺し、相殺後の31,731千円を補助金収入として表示しております。

7 災害による損失

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

2024年1月に発生した「令和6年能登半島地震」により被災した固定資産の修繕費及び撤去費用等を計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
貯蔵品	904,840千円	870,832千円
商品	42,745	54,909
原材料	5,625	7,039
計	953,210	932,780

2 担保又は財団抵当に供している資産
担保に供している資産

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
船舶	564,909千円	545,448千円
建物	1,948,172	1,919,030
土地	1,484,004	1,483,978
計	3,997,085	3,948,456

観光施設財団抵当として担保に供している資産

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
建物	0千円	0千円
構築物	0	0
器具及び備品	0	0
計	0	0

上記の資産に対応する債務

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
長期借入金 (1年以内に返済するものを含む)	2,335,068千円	2,289,145千円
計	2,335,068	2,289,145

3 中間連結会計期間末日満期手形

中間連結会計期間末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前連結会計年度の期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
受取手形	3,480千円	- 千円

4 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
受取手形裏書譲渡高	- 千円	1,149千円

5 当座貸越契約

当社及び当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行（前連結会計年度は取引銀行3行）と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
当座貸越極度額の総額	550,000千円	150,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	550,000	150,000

6 財務制限条項

前連結会計年度（2024年12月31日）

当連結会計年度の借入金のうち、当社の長期借入金3,935,039千円（シンジケートローン）には財務制限条項が付されており、財務制限条項に抵触した場合には多数貸付人の請求に基づき、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ・2025年12月に終了する期の決算期及びそれ以降の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額が2期連続してマイナスでないこと。
- ・2025年12月に終了する期の決算期及びそれ以降の各年度の決算期に係る連結の損益に関して、2期連続してEBITDAが7億円を下回らないこと。なお、ここでいうEBITDAとは、連結の損益計算書上の営業損益に減価償却費、その他償却費、補助金収入（営業外収益及び特別利益）、助成金収入（営業外収益及び特別利益）を加算した額を指す。

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

当中間連結会計期間の借入金のうち、当社の長期借入金3,794,503千円（シンジケートローン）には財務制限条項が付されており、財務制限条項に抵触した場合には多数貸付人の請求に基づき、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ・2025年12月に終了する期の決算期及びそれ以降の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額が2期連続してマイナスでないこと。
- ・2025年12月に終了する期の決算期及びそれ以降の各年度の決算期に係る連結の損益に関して、2期連続してEBITDAが7億円を下回らないこと。なお、ここでいうEBITDAとは、連結の損益計算書上の営業損益に減価償却費、その他償却費、補助金収入（営業外収益及び特別利益）、助成金収入（営業外収益及び特別利益）を加算した額を指す。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
現金及び預金勘定	3,987,309千円	4,673,150千円
預入期間が3か月を超える定期預金	22,654	2,319,993
現金及び現金同等物	3,964,655	2,353,157

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)

1 . 配当金支払額

該当事項はありません。

2 . 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

1 . 配当金支払額

該当事項はありません。

2 . 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	海陸輸送	観光	不動産・施設管理	
売上高				
外部顧客への売上高	4,972,218	112,413	136,973	5,221,604
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,928	15,283	113,492	132,703
計	4,976,146	127,696	250,465	5,354,307
セグメント利益又は損失()	217,791	28,364	41,069	205,086

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	205,086
セグメント間取引消去	261
中間連結損益計算書の営業損失()	205,347

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日）

1．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	海陸輸送	観光	不動産・施設管理	
売上高				
外部顧客への売上高	5,294,296	149,772	139,660	5,583,728
セグメント間の内部売上高又は振替高	5,292	13,575	121,412	140,279
計	5,299,588	163,347	261,072	5,724,007
セグメント利益又は損失（ ）	554,700	18,260	50,429	522,531

2．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	522,531
セグメント間取引消去	26
中間連結損益計算書の営業損失（ ）	522,557

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(収益認識関係)

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	海陸輸送	観光	不動産・施設管理	
貨物運賃	485,816	-	-	485,816
自動車航送運賃	1,161,557	-	-	1,161,557
旅客運賃	1,803,641	-	-	1,803,641
貨物陸送	918,505	-	-	918,505
その他	544,805	112,413	79,061	736,279
顧客との契約から生じる収益	4,914,324	112,413	79,061	5,105,798
その他の収益	57,894	-	57,912	115,806
外部顧客への売上高	4,972,218	112,413	136,973	5,221,604

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	海陸輸送	観光	不動産・施設管理	
貨物運賃	492,735	-	-	492,735
自動車航送運賃	1,144,131	-	-	1,144,131
旅客運賃	1,928,195	-	-	1,928,195
貨物陸送	950,873	-	-	950,873
その他	528,213	149,772	81,751	759,736
顧客との契約から生じる収益	5,044,147	149,772	81,751	5,275,670
その他の収益	250,149	-	57,909	308,058
外部顧客への売上高	5,294,296	149,772	139,660	5,583,728

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
1 株当たり中間純損失 ()	1.97円	10.12円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失 () (千円)	104,620	537,533
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 () (千円)	104,620	537,533
普通株式の期中平均株式数 (株)	53,693,466	53,693,466
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	-	-

(注) 前中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株
式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

当中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、1 株当たり中間純損失であり、ま
た、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月14日

佐渡汽船株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 浩孝
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐渡汽船株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐渡汽船株式会社及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。